

第3次八潮市環境基本計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、第3次八潮市環境基本計画策定支援業務委託の実施事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

第3次八潮市環境基本計画策定支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「第3次八潮市環境基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで（2か年継続事業）

(4) 見積限度額

10,164,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳：令和5年度5,709,000円、令和6年度4,455,000円）

(5) 担当部署

八潮市 生活安全部 環境リサイクル課

住所 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

電話 048-996-2111（内線338）

FAX 048-995-7367

E-mail kankyo@city.yashio.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとする。

- (1) 八潮市（以下「発注者」という。）の「令和5・6年度 指名競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 平成30年度から令和4年度までの5年間において、「環境基本計画」、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」等の策定業務を受託し、履行した実績を有すること。
- (6) 本プロポーザルの告示の日において、同種業務に携わった実績を有する者を予定管理技術者及び予定担当技術者として配置できること。

なお、予定管理技術者と予定担当技術者の必要参加資格等は、下記に示すとおりとする。

ア 予定管理技術者

技術士（環境部門）の資格を有していること。

イ 予定担当技術者

エネルギー管理士の資格を有していること。（1名以上配置すること。）

4 実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

実施内容	実施期間
公告（公募開始）	令和5年6月8日（木）
参加表明書受付期間	令和5年6月8日（木）～ 6月19日（月）
質問受付期間	令和5年6月8日（木）～ 6月15日（木）
質問回答	令和5年6月19日（月）
一次審査（書類審査）	令和5年6月21日（水）
一次審査結果通知	令和5年6月23日（金）
企画提案書受付期間	令和5年6月23日（金）～ 7月14日（金）
二次審査（ヒアリング、プレゼンテーション）	令和5年7月20日（木）
二次審査結果通知	令和5年7月28日（金）
契約締結	令和5年8月上旬予定

5 質問及び回答

本プロポーサルに関する質問は、次の方法で提出すること。

なお、質問は、参加表明書、企画提案書の作成に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式7）

(2) 提出方法

ア 受付期間

令和5年6月8日（木）～令和5年6月15日（木）午後5時15分まで

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

ウ 提出先

本要領「2 業務の概要 (5)担当部署」のとおり

(3) 質問への回答

質問への回答は、令和5年6月19日（月）までに質問者へ電子メールで回答するとともに、順次市ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。
 ※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、本市ホームページからダウンロードが可能。

提出書類	添付書類等
ア 参加表明書（様式1）	入札参加資格登録書の写し
イ 会社概要書（様式2）	会社パンフレット等
ウ 業務実績書（様式3）	契約書及び業務完了を証するものの写し
エ 業務実施体制図（様式4）	本業務の取組体制を記載すること。なお、記載した技術者等については、原則として業務完了まで変更を認めない。
オ 配置予定技術者調書（予定管理技術者）（様式5-1） 配置予定技術者調書（予定担当技術者）（様式5-2）	技術士（環境部門）及びエネルギー管理士の資格を有する証書の写し。また、同種業務の実績について、優先して5件まで記載し、記載した全件について確認できる書類

(2) 提出方法

ア 受付期間

令和5年6月8日（木）～令和5年6月19日（月）

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く

午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

持参又は送付（共に受付期間内必着）

ウ 提出先

本要領「2 業務の概要 (5)担当部署」のとおり

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式等	提出部数等
ア 企画提案書表紙	様式6	ア～エをホチキス留め
イ 業務の実施方針	任意様式。ただし、イからエまでをA4縦版用紙とし、ページ数は20ページ以内とする。	正本1部 正本の写し7部
ウ テーマ別企画提案書	※ページを付すこと。 ※横書き、両面使用とし、文字サイズ10ポイント以上（図、表、画像を除く）上下左右に20mm以上の余白を設定すること。	
エ 工程表	※フロー図などの図表はA4版又はA3	

	版用紙（横版でも可）を使用し別表とすることも可（20ページに含む）。	
オ 見積書	任意様式。ただし、A4サイズ。 ※見積書は消費税及び地方消費税を含む価格とすること。 ※積算根拠となる内訳書、単価表等を添付すること。 ※商号、住所及び代表者職氏名を記載し押印すること。	正本1部 正本の写し7部

(2) 企画提案の内容

テーマ別企画提案書は、以下のテーマについて簡潔に記載すること。

- ア 企画提案者の計画策定に関する基本方針について
- イ 八潮市の地域特性と環境の現状分析について
- ウ 脱炭素・ゼロカーボンなどの温暖化、気候変動への考え方について
- エ 八潮市の環境政策に関する総合的な計画案の検討について
- オ 独自の提案内容について

(3) 提出方法

ア 受付期間

令和5年6月23日（金）～令和5年7月14日（金）

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

持参又は送付（共に受付期間内必着）

ウ 提出先

本要領「2 業務の概要 (5)担当部署」のとおり

8 参加資格の確認及び一次審査（書類審査）

提出された参加表明書等により、「実施体制」、「業務実績」について審査を行い、採点結果上位5者を選定する。

(1) 審査方法

一次審査については、担当部署において「別添 審査基準」に基づき審査する。なお、応募者が5社未満の場合は、応募者が応募資格要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、応募資格要件を欠いている応募者は失格とする。

(2) 結果通知

審査結果については、令和5年6月23日（金）までに参加表明者全員に対し電子メールで通知するとともに併せて郵送により通知するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

9 二次審査（ヒアリング及びプレゼンテーション）

提出された提案書に基づき、ヒアリング及びプレゼンテーションを次のとおり行うものとする。

- (1) 実施日時 令和5年7月20日（木）
- (2) 実施場所 八潮メセナ 2階 研修室（B）
- (3) 留意事項

ア プレゼンテーションを行う者は本業務に直接関わる者及び補助者を合わせて出席人数は4名以内とする。

イ 1事業者につき30分以内とし、うちプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。

なお、実施時間等については別途通知するものとする。

10 受託候補者の特定

「第3次八潮市環境基本計画策定支援業務委託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。ただし、合計得点の最も高い提案者が複数の場合は、選定委員会において決定する。

(1) 結果通知

選定委員会の選定結果を基に受託候補者を特定する。

なお、提案者が1者の場合であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（合計の7割）を満たしていると判断した場合は受託候補者として特定する。

審査結果については、一次審査と二次審査の合計により受託候補者として特定し、令和5年7月28日（金）までに受託候補者として特定した者及び特定しなかった者に対し電子メールで通知するとともに併せて郵送により通知するものとする。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する意義は認めない。

(2) 契約締結交渉

(1)により特定された者と契約締結交渉を行う。

なお、契約が不調のときは、審査結果が次順位の者から順に契約交渉を行う。

ただし、評価結果が基準（合計の7割）を満たない場合は受託候補者とはならない。

(3) 結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

11 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領「2 業務の概要 (4)見積限度額」に示す委託上限額を超えた場合
- (5) 本要領「3 参加資格」に示す参加要件を欠くことになった場合

12 契約

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、企画提案者の内容をもとに本市と詳細に協議するものとする。協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

13 その他

- (1) 提案者からの提案は1案とする。
- (2) 一次審査に選定された者が、企画提案書等の提出を辞退する場合は、様式8により、企画提案書等提出期日までに担当課まで、持参又は送付すること。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (6) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (8) 提出期限を過ぎた後は、提出書類等の差し替え等は一切認めない。
- (9) 本提案に係る提出書類は、八潮市情報公開条例（平成13年八潮市条例第24号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れのある情報については、決定後の公開とする。
- (10) 様式4に記載した配置予定技術者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (11) 本業務の受託者となった場合でも、今後予定している環境基本計画等の策定に関する設計業務の入札等への参加は制限しない。